

## 第55号議案

芦屋市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和3年8月30日提出

芦屋市長 伊藤 舞

### 提案理由

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、旅客特定車両停留施設の構造及び移動等円滑化のために必要なその他の施設等の基準を定めるほか、関係規定を整備するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

芦屋市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（平成24年芦屋市条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次	目次
第1章 総則（第1条 <u>第2条の2</u> ）	第1章 総則（第1条・第2条）
第2章 歩道等及び自転車歩行者専用道路等の構造（第3条—第10条）	第2章 歩道等（第3条—第10条）
第3章 立体横断施設 <u>の構造</u> （第11条—第16条）	第3章 立体横断施設（第11条—第16条）
第4章 乗合自動車停留所 <u>の構造</u> （第17条・第18条）	第4章 乗合自動車停留所（第17条・第18条）
第5章 自動車駐車場の構造（第19条—第29条）	第5章 自動車駐車場（第19条—第29条）
<u>第6章 旅客特定車両停留施設の構造（第30条—第40条）</u>	第6章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等（第30条—第33条）
<u>第7章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等（第41条—第44条）</u>	
附則	附則

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、法第2条、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第4号、道路構造令（昭和45年政令第320号）第2条及び<u>移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第116号）</u>第2条で使用する用語の例による。</p> <p><u>（災害等の場合の適用除外）</u></p> <p>第2条の2 <u>災害等のため一時使用する旅客特定車両停留施設の構造及び設備については、この条例の規定によらないことができる。</u></p> <p>第2章 歩道等及び自転車歩行者専用道路等の構造 (歩道)</p> <p>第3条 道路（自転車歩行者道を設ける道路、<u>自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路</u>を除く。）には、歩道を設けるものとする。</p> <p>(有効幅員)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>自転車歩行者専用道路の有効幅員は、道路構造条例第42条第1項に規定する幅員の値以上とするものとする。</u></p> <p>4 <u>歩行者専用道路の有効幅員は、道路構造条例第43条第1項に規定する幅員の値以上とするものとする。</u></p> <p>5 <u>歩道若しくは自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）又は自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路（以下「自転車歩行者専用道路等」という。）の有効幅員は、当該歩道等又は自転車歩行者専用道路等の高齢者、<u>障がい者等</u>の交通の状況を考慮して定めるものとする。</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、法第2条、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第4号、道路構造令（昭和45年政令第320号）第2条及び<u>移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第116号）</u>第2条で使用する用語の例による。</p> <p>第2章 歩道等 (歩道)</p> <p>第3条 道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）には、歩道を設けるものとする。</p> <p>(有効幅員)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 歩道又は自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）の有効幅員は、当該歩道等の高齢者、<u>障害者等</u>の交通の状況を考慮して定めるものとする。</p>

改正後	改正前
<p>(舗装)</p> <p>第5条 歩道等又は自転車歩行者専用道路等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2 歩道等又は自転車歩行者専用道路等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。</p> <p>(勾配)</p> <p>第6条 歩道等又は自転車歩行者専用道路等の縦断勾配は、5パーセント以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。</p> <p>2 歩道等(車両乗入れ部を除く。)又は自転車歩行者専用道路等の横断勾配は、1パーセント以下とするものとする。ただし、前条第1項ただし書に規定する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができる。</p> <p>第3章 立体横断施設の構造</p> <p>(立体横断施設)</p> <p>第11条 道路には、高齢者、障がい者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、高齢者、障がい者等の円滑な移動に適した構造を有する立体横断施設(以下「移動等円滑化された立体横断施設」という。)を設けるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項に規定するもののほか、移動等円滑化された立体横断施設には、高齢者、障がい者等の交通の状況により必要がある場合においては、エスカレーターを設けるものとする。</p> <p>(エレベーター)</p>	<p>(舗装)</p> <p>第5条 歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2 歩道等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。</p> <p>(勾配)</p> <p>第6条 歩道等の縦断勾配は、5パーセント以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。</p> <p>2 歩道等(車両乗入れ部を除く。)の横断勾配は、1パーセント以下とするものとする。ただし、前条第1項ただし書に規定する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができる。</p> <p>第3章 立体横断施設</p> <p>(立体横断施設)</p> <p>第11条 道路には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、高齢者、障害者等の円滑な移動に適した構造を有する立体横断施設(以下「移動等円滑化された立体横断施設」という。)を設けるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項に規定するもののほか、移動等円滑化された立体横断施設には、高齢者、障害者等の交通の状況により必要がある場合においては、エスカレーターを設けるものとする。</p> <p>(エレベーター)</p>

改正後	改正前
<p>第12条 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエレベーターは、次に定める構造とするものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号の規定にかかわらず、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる<u>設備</u>が設けられているものに限る。）にあっては、内法幅は1.4メートル以上とし、内法奥行きは1.35メートル以上とすること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又は籠外及び籠内に画像を表示する<u>設備が設置されていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者が互いに視覚的に確認できる構造とすること。</u></p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>(8) 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する<u>設備</u>を設けること。</p> <p>(9) 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる<u>設備</u>を設けること。</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) 籠内に設ける操作盤及び乗降口に設ける操作盤のうち<u>視覚障がい者が利用する操作盤は、点字を貼り付けること等により視覚障がい者が容易に操作できる構造とすること。</u></p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) 停止する階が3以上であるエレベーターの乗降口には、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる<u>設備</u>を設けること。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる<u>設備</u>が設けられている場合においては、この限りでない。</p>	<p>第12条 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエレベーターは、次に定める構造とするものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号の規定にかかわらず、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる<u>装置</u>が設けられているものに限る。）にあっては、内法幅は1.4メートル以上とし、内法奥行きは1.35メートル以上とすること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、<u>籠外から籠内が視覚的に確認できる構造とすること。</u></p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>(8) 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する<u>装置</u>を設けること。</p> <p>(9) 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる<u>装置</u>を設けること。</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) 籠内に設ける操作盤及び乗降口に設ける操作盤のうち<u>視覚障害者が利用する操作盤は、点字を貼り付けること等により視覚障害者が容易に操作できる構造とすること。</u></p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) 停止する階が3以上であるエレベーターの乗降口には、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる<u>装置</u>を設けること。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる<u>装置</u>が設けられている場合においては、この限りでない。</p>

改正後	改正前
<p>(傾斜路)</p> <p>第13条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける傾斜路(その踊場を含む。以下この条において同じ。)は、次に定める構造とするものとする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(通路)</p> <p>第15条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける通路は、次に定める構造とするものとする。</p> <p>(1) 有効幅員は、2メートル以上とし、当該通路の高齢者、<u>障がい者</u>等の通行の状況を考慮して定めること。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>第4章 乗合自動車停留所の構造</p> <p>第5章 自動車駐車場の構造</p> <p>(障がい者用駐車施設)</p> <p>第19条 自動車駐車場には、<u>障がい者</u>が円滑に利用できる駐車のために供する部分(以下「<u>障がい者用駐車施設</u>」という。)を設けるものとする。</p> <p>2 <u>障がい者用駐車施設</u>の数は、自動車駐車場の全駐車台数が200以下の場合にあっては当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上とし、全駐車台数が200を超える場合にあっては当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上とするものとする。</p> <p>3 <u>障がい者用駐車施設</u>は、次に定める構造とするものとする。</p> <p>(1) 当該<u>障がい者用駐車施設</u>へ通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>障がい者用</u>である旨を見やすい方法により表示すること。</p>	<p>(傾斜路)</p> <p>第13条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける傾斜路(その踊場を含む。以下同じ。)は、次に定める構造とするものとする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(通路)</p> <p>第15条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける通路は、次に定める構造とするものとする。</p> <p>(1) 有効幅員は、2メートル以上とし、当該通路の高齢者、<u>障害者</u>等の通行の状況を考慮して定めること。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>第4章 乗合自動車停留所</p> <p>第5章 自動車駐車場</p> <p>(障害者用駐車施設)</p> <p>第19条 自動車駐車場には、<u>障害者</u>が円滑に利用できる駐車のために供する部分(以下「<u>障害者用駐車施設</u>」という。)を設けるものとする。</p> <p>2 <u>障害者用駐車施設</u>の数は、自動車駐車場の全駐車台数が200以下の場合にあっては当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上とし、全駐車台数が200を超える場合にあっては当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上とするものとする。</p> <p>3 <u>障害者用駐車施設</u>は、次に定める構造とするものとする。</p> <p>(1) 当該<u>障害者用駐車施設</u>へ通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>障害者用</u>である旨を見やすい方法により表示すること。</p>

改正後	改正前
<p>(障がい者用駐車施設)</p> <p>第20条 自動車駐車場の自動車の出入口又は障がい者用駐車施設を設ける階には、障がい者が円滑に利用できる停車の用に供する部分(以下「障がい者用駐車施設」という。)を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2 障がい者用駐車施設は、次に定める構造とするものとする。</p> <p>(1) 当該障がい者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>(2) 車両への乗降の用に供する部分の有効幅は1.5メートル以上とし、有効奥行きは1.5メートル以上とする等、障がい者が安全かつ円滑に乗降できる構造とすること。</p> <p>(3) 障がい者用である旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>(通路)</p> <p>第22条 障がい者用駐車場施設へ通ずる歩行者の出入口から当該障がい者用駐車施設に至る通路のうち1以上の通路は、次に定める構造とするものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(エレベーター)</p> <p>第23条 自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階(障がい者用駐車施設が設けられている階に限る。)を有する自動車駐車場には、当該階に停止するエレベーターを設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(屋根)</p> <p>第26条 屋外に設けられる自動車駐車場の障がい者用駐車施設、</p>	<p>(障害者用駐車施設)</p> <p>第20条 自動車駐車場の自動車の出入口又は障害者用駐車施設を設ける階には、障害者が円滑に利用できる停車の用に供する部分(以下「障害者用駐車施設」という。)を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2 障害者用駐車施設は、次に定める構造とするものとする。</p> <p>(1) 当該障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>(2) 車両への乗降の用に供する部分の有効幅は1.5メートル以上とし、有効奥行きは1.5メートル以上とする等、障害者が安全かつ円滑に乗降できる構造とすること。</p> <p>(3) 障害者用である旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>(通路)</p> <p>第22条 障害者用駐車場施設へ通ずる歩行者の出入口から当該障害者用駐車施設に至る通路のうち1以上の通路は、次に定める構造とするものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(エレベーター)</p> <p>第23条 自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階(障害者用駐車施設が設けられている階に限る。)を有する自動車駐車場には、当該階に停止するエレベーターを設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(屋根)</p> <p>第26条 屋外に設けられる自動車駐車場の障害者用駐車施設、障</p>

改正後	改正前
<p>障がい者用駐車施設及び第22条に規定する通路には、屋根を設けるものとする。</p> <p>(便所)</p> <p>第27条 障がい者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、当該便所は、次に定める構造とするものとする。</p> <p>(1) 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに便所の構造を視覚障がい者に示すための点字による案内板その他の設備を設けること。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 障がい者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、そのうち1以上の便所は、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。</p> <p>(1) 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。</p> <p>(2) 高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。</p> <p>第28条 前条第2項第1号の便房を設ける便所は、次に定める構造とするものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 出入口には、高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを示す案内標識を設けること。</p> <p>(5) 出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 高齢者、障がい者等が容易に開閉して通過できる構造とす</p>	<p>害者用駐車施設及び第22条に規定する通路には、屋根を設けるものとする。</p> <p>(便所)</p> <p>第27条 障害者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、当該便所は、次に定める構造とするものとする。</p> <p>(1) 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに便所の構造を視覚障害者に示すための点字による案内板その他の設備を設けること。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 障害者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、そのうち1以上の便所は、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。</p> <p>(1) 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。</p> <p>(2) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。</p> <p>第28条 前条第2項第1号の便房を設ける便所は、次に定める構造とするものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 出入口には、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを示す案内標識を設けること。</p> <p>(5) 出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とする</p>



改正後	改正前
<p>ること。</p> <p>(6) (略)</p> <p>2 前条第2項第1号の便房は、次に定める構造とするものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 出入口には、当該便房が高齢者、<u>障がい者等</u>の円滑な利用に適した構造を有するものであることを表示する案内標識を設けること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 高齢者、<u>障がい者等</u>の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設けること。</p> <p>3 (略)</p> <p><u>第6章 旅客特定車両停留施設の構造</u></p> <p><u>(通路)</u></p> <p><u>第30条 公共用通路（旅客特定車両停留施設に旅客特定車両（道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）第1条第1号から第3号までに掲げる自動車をいう。以下同じ。）が停留することができる時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であって、旅客特定車両停留施設の外部にあるものをいう。以下同じ。）から旅客特定車両の乗降口に至る通路のうち、乗降場ごとに1以上の通路は、次に定める構造とするものとする。</u></p> <p><u>(1) 有効幅員は、1.4メートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、5.0メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅員を1.2メートル以上とすることができる。</u></p> <p><u>(2) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とすること。</u></p>	<p>こと。</p> <p>(6) (略)</p> <p>2 前条第2項第1号の便房は、次に定める構造とするものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 出入口には、当該便房が高齢者、<u>障害者等</u>の円滑な利用に適した構造を有するものであることを表示する案内標識を設けること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 高齢者、<u>障害者等</u>の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設けること。</p> <p>3 (略)</p>

改正後	改正前
<p><u>ア 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、80センチメートル以上とすることができる。</u></p> <p><u>イ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障がい者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。</u></p> <p><u>(3) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。</u></p> <p><u>2 第1項の1以上の通路（以下「移動等円滑化された通路」という。）において床面に高低差がある場合は、エレベーター又は傾斜路を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エスカレーター（構造上の理由によりエスカレーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター以外の昇降機であって車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のもの）をもってこれに代えることができる。</u></p> <p><u>3 旅客特定車両停留施設に隣接しており、かつ、旅客特定車両停留施設と一体的に利用される他の施設のエレベーター（第32条の基準に適合するものに限る。）又は傾斜路（第33条の基準に適合するものに限る。）を利用することにより高齢者、障がい者等が旅客特定車両停留施設に旅客特定車両が停留することができる時間内において常時公共用通路と旅客特定車両の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合は、前項の規定によらないことができる。管理上の理由により昇降機を設置することが困難である場合も、また同様とする。</u></p> <p><u>4 旅客特定車両停留施設の通路は、次に定める構造とするものとする。</u></p> <p><u>(1) 床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。</u></p> <p><u>(2) 段差を設ける場合は、当該段差は、次に定める構造とすること。</u></p>	

改正後	改正前
<p>ア 踏面の端部の全体とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段差を容易に識別できるものとする。</p> <p>イ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p> <p>(出入口)</p> <p>第31条 移動等円滑化された通路と公共用通路の出入口は、次に定める構造とするものとする。</p> <p>(1) 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、80センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(2) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、80センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障がい者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>(3) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。</p> <p>(エレベーター)</p> <p>第32条 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターは、次に定める構造とするものとする。</p> <p>(1) 籠の内法幅は1.4メートル以上とし、内法奥行きは1.35メートル以上とすること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）にあつては、この限りでない。</p> <p>(2) 籠及び昇降路の出入口の有効幅は、80センチメートル以上とすること。</p>	

改正後	改正前
<p>(3) <u>籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、第1号ただし書の構造のエレベーターにあつては、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>第12条第5号から第13号までの規定は、移動等円滑化された通路に設けるエレベーターについて準用する。</u></p> <p>3 <u>移動等円滑化された通路に設けるエレベーターの台数、籠の内法幅及び内法奥行きは、旅客特定車両停留施設の高齢者、障がい者等の利用の状況を考慮して定めるものとする。</u></p> <p><u>(傾斜路)</u></p> <p><u>第33条 移動等円滑化された通路に設ける傾斜路（その踊場を含む。以下この条において同じ。）は、次に定める構造とするものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>有効幅員は、1.2メートル以上とすること。ただし、階段に併設する場合には、90センチメートル以上とすることができる。</u></p> <p>(2) <u>縦断勾配は、8パーセント以下とすること。ただし、傾斜路の高さが16センチメートル以下の場合、12パーセント以下とすることができる。</u></p> <p>(3) <u>高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏み幅1.5メートル以上の踊場を設けること。</u></p> <p>2 <u>移動等円滑化された通路に設ける傾斜路の床の表面は、平坦で、滑りにくい仕上げとすること。</u></p> <p>3 <u>第13条第3号から第5号まで、第7号、第8号及び第10号の規定は、移動等円滑化された通路に設ける傾斜路について準用する。</u></p> <p><u>(エスカレーター)</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>第34条 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターは、次に定める構造とするものとする。ただし、第3号及び第4号については、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうち1のみが適合していれば足りるものとする。</u></p> <p><u>(1) 上り専用のもつと下り専用のもつをそれぞれ設置すること。ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合においては、この限りでない。</u></p> <p><u>(2) エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、当該エスカレーターへの進入の可否を示すこと。ただし、上り専用又は下り専用でないエスカレーターにおいては、この限りでない。</u></p> <p><u>(3) 踏み段の有効幅は、80センチメートル以上とすること。</u></p> <p><u>(4) 踏み段の面を車椅子使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができる構造であり、かつ、車止めが設けられていること。</u></p> <p><u>2 第14条第2号から第5号までの規定は、移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターについて準用する。</u></p> <p><u>3 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターには、当該エスカレーターの行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けるものとする。</u></p> <p><u>(階段)</u></p> <p><u>第35条 第16条第2号から第8号まで、第10号及び第11号の規定は、移動等円滑化された通路に設ける階段について準用する。</u></p> <p><u>(乗降場)</u></p> <p><u>第36条 旅客特定車両停留施設の乗降場は、次に定める構造とするものとする。</u></p> <p><u>(1) 床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。</u></p>	

改正後	改正前
<p>(2) <u>旅客特定車両の通行方向に平行する方向の縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。</u></p> <p>(3) <u>横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、誘導車路の構造、気象状況又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができる。</u></p> <p>(4) <u>乗降場の縁端のうち、誘導車路その他の旅客特定車両の通行、停留又は駐車のために供する場所（以下この号において「旅客特定車両用場所」という。）に接する部分には、柵、視覚障がい者誘導用ブロックその他の視覚障がい者の旅客特定車両用場所への進入を防止するための設備が設けられていること。</u></p> <p>(5) <u>当該乗降場に接して停留する旅客特定車両に車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のものであること。</u>  <u>（運行情報提供設備）</u></p> <p><u>第37条 旅客特定車両の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を設けるものとする。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</u>  <u>（便所）</u></p> <p><u>第38条 第27条から第29条までの規定は、旅客特定車両停留施設に便所を設ける場合について準用する。この場合において、第28条第1項第1号中「第22条に規定する通路」とあるのは、「移動等円滑化された通路」と、「同条各号」とあるのは「第22条各号」と読み替えるものとする。</u>  <u>（乗車券等販売所、待合所及び案内所）</u></p> <p><u>第39条 乗車券等販売所を設ける場合は、そのうち1以上は、次</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>に定める構造とするものとする。</u></p> <p><u>(1) 移動等円滑化された通路と乗車券等販売所との間の通路は、第30条第1項各号に掲げる基準に適合するものであること。</u></p> <p><u>(2) 出入口を設ける場合は、そのうち1以上は、次に定める構造とすること。</u></p> <p><u>ア 有効幅は、80センチメートル以上とすること。</u></p> <p><u>イ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とするものとする。</u></p> <p><u>(ア) 有効幅は、80センチメートル以上とすること。</u></p> <p><u>(イ) 高齢者、障がい者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。</u></p> <p><u>ウ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。</u></p> <p><u>(3) カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>2 前項の規定は、待合所及び案内所を設ける場合について準用する。</u></p> <p><u>3 乗車券等販売所又は案内所（勤務する者を置かないものを除く。）は、聴覚障がい者が文字により意思疎通を図るための設備を設けるものとする。この場合においては、当該設備を保有している旨を当該乗車券等販売所又は案内所に表示するものとする。</u></p> <p><u>（券売機）</u></p> <p><u>第40条 乗車券等販売所に券売機を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造とするものとする。ただし、乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口が</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>設置されている場合は、この限りでない。</u></p> <p>第7章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等 (案内標識)</p> <p>第41条 交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、障がい者等が見やすい位置に、高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設及びエレベーターその他の移動等円滑化のために必要な施設の案内標識を設けるものとする。</p> <p>2 前項の案内標識には、点字、音声その他の方法により視覚障がい者を案内する設備を設けるものとする。</p> <p>3 <u>旅客特定車両停留施設のエレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所若しくは休憩設備(第5項において「移動等円滑化のための主要な設備」という。)</u>又は同項に規定する案内板その他の設備の付近には、これらの設備があることを表示する案内標識を設けるものとする。</p> <p>4 前項の案内標識は、日本産業規格Z8210に適合するものとする。</p> <p>5 <u>公共用通路に直接通ずる出入口の付近には、移動等円滑化のための主要な設備(第30条第3項前段の規定により昇降機を設けない場合にあつては、同項前段に規定する他の施設のエレベーターを含む。以下この条において同じ。)</u>の配置を表示した案内板その他の設備を設けるものとする。ただし、移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。</p> <p>6 <u>公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所に、旅客特定車両停留施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障がい者に示すための設備を設けるものとする。</u></p>	<p>第6章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等 (案内標識)</p> <p>第30条 交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、障害者等が見やすい位置に、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設及びエレベーターその他の移動等円滑化のために必要な施設の案内標識を設けるものとする。</p> <p>2 前項の案内標識には、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。</p>



改正後	改正前
<p>(視覚障がい者誘導用ブロック)</p> <p><u>第42条</u> 歩道等、自転車歩行者専用道路等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所の乗降場並びに自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設の通路には、<u>視覚障がい者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障がい者誘導用ブロックを敷設するものとする。</u></p> <p><u>2</u> 前項の規定により視覚障がい者誘導用ブロックが敷設された旅客特定車両停留施設の通路と第12条第11号の基準に適合する乗降口に設ける操作盤、前条第6項の規定により設けられる設備（音によるものを除く。）、便所の出入口及び第39条の基準に適合する乗車券等販売所との間の経路を構成する通路には、それぞれ視覚障がい者誘導用ブロックを敷設するものとする。ただし、<u>視覚障がい者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合であって、当該2以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該2以上の設備間の経路を構成する通路については、この限りでない。</u></p> <p><u>3</u> 旅客特定車両停留施設の階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路には、<u>視覚障がい者誘導用ブロックを敷設するものとする。</u></p> <p><u>4</u> 視覚障がい者誘導用ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比が大きいこと等により当該ブロック部分を容易に識別できる色とするものとする。</p> <p><u>5</u> 視覚障がい者誘導用ブロックには、<u>視覚障がい者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、音声により視覚障がい者を案内する設備を設けるものとする。</u> (休憩施設)</p> <p><u>第43条</u> 歩道等又は自転車歩行者専用道路等には、<u>適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、これらの機能</u></p>	<p>(視覚障害者誘導用ブロック)</p> <p><u>第31条</u> 歩道等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所の乗降場及び自動車駐車場の通路には、<u>視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。</u></p> <p><u>2</u> 視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比が大きいこと等により当該ブロック部分を容易に識別できる色とするものとする。</p> <p><u>3</u> 視覚障害者誘導用ブロックには、<u>視覚障害者の移動円滑化のために必要であると認められる箇所に、音声により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。</u> (休憩施設)</p> <p><u>第32条</u> 歩道等には、<u>適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に</u></p>

改正後	改正前
<p>を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2 <u>旅客特定車両停留施設には、高齢者、障がい者等の休憩の用に供する設備を1以上設けるものとする。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。</u></p> <p>3 <u>前項の施設に優先席（主として、高齢者、障がい者等の優先的な利用のために設けられる座席をいう。以下この項において同じ。）を設ける場合は、その付近に、当該優先席における優先的に利用することができる者を表示する案内標識を設けるものとする。</u></p> <p>（照明施設）</p> <p><u>第44条</u> 歩道等、自転車歩行者専用道路等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間における当該歩道等、自転車歩行者専用道路等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。</p> <p>2 <u>乗合自動車停留所、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設には、高齢者、障がい者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設の路面又は床面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。</u></p>	<p>存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>（照明施設）</p> <p><u>第33条</u> 歩道等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間における当該歩道等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。</p> <p>2 <u>乗合自動車停留所及び自動車駐車場には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所及び自動車駐車場の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。</u></p>

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 参 照

芦屋市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部改正要綱

### 1 改正の趣旨

高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い，旅客特定車両停留施設の構造及び移動等円滑化のために必要なその他の施設等の基準を定めるほか，関係規定を整備するため，この条例を制定しようとするもの。

### 2 改正の内容

- (1) 自転車歩行者専用道路（※1）又は歩行者専用道路（※2）（以下「自転車歩行者専用道路等」という。）の舗装及び勾配に係る基準について，歩道等の基準と同様とする。（第5条及び第6条関係）

※1 自転車歩行者専用道路とは，道路管理者が，交通の安全と円滑を図るため指定するもっぱら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する道路をいう。

※2 歩行者専用道路とは，道路管理者が，交通の安全と円滑を図るため指定するもっぱら歩行者の一般交通の用に供する道路をいう。

- (2) 自転車歩行者専用道路等の構造は，次の基準に適合するものとする。

（第4条関係）

施設	基 準
ア 自転車歩行者専用道路	(ア) 有効幅員 4m以上とし，高齢者，障がい者等の交通の状況を考慮して定めること。 (イ) 舗装は雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とすること（道路の構造，気象状況その他特別の状況でやむを得ない場合を除く。）。また，平たんで，滑りにくく，かつ，水はけの良い仕上げとすること。 (ウ) 縦断勾配は，5%（地形の状況その他特別の理由でやむを得ない場合は 8%）以下とすること。 (エ) 横断勾配は，1%（道路の構造，気象状況その他特別の状況又は地形の状況その他特別の理由でやむを得ない場合は 2%）以下とすること。

施設	基準
イ 歩行者専用道路	(ア) 有効幅員は2m以上とし、高齢者、障がい者等の交通の状況を考慮して定めること。 (イ) 舗装 ア(イ)と同じ。 (ウ) 縦断勾配 ア(ウ)と同じ。 (エ) 横断勾配 ア(エ)と同じ。

- (3) 立体横断施設に設けるエレベーターの構造の基準の一部を次のように改める。  
(第12条関係)

改正案	現行
籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者が互いに視覚的に確認できる構造とすること。	籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、籠外から籠内が視覚的に確認できる構造とすること。

- (4) 旅客特定車両停留施設（※）の構造の基準を次のように定めるとともに、災害等のため一時使用する旅客特定車両停留施設については、これらの規定の適用除外とする。（第2条の2及び第30条から第40条まで関係）

※ 旅客特定車両停留施設とは、交通の混雑緩和を図るため、バス、タクシーなど旅客用車両を同時に2台以上停留させる施設で道路管理者が設置するものであって、旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいう。

施設	規定項目	基準
ア 通路	(ア) 公共用通路から旅客特定車両の乗降口に至る通路のうち乗降場ごとに1以上の通路	a 有効幅員 1.4m以上（構造上やむを得ない場合は通路の末端付近の広さを車椅子の転回に支障がなく、かつ、50m以内ごとに転回することができる広さの場所を設けた上で、1.2m以上）とすること。 b 戸は、有効幅 90cm 以上（構造上やむを得ない場合は 80cm 以上）で自動的に開閉する構造又は高齢者、障がい者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。 c 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと（傾斜路を設ける場合を除く。） (第30条第1項)

施設	規定項目	基準
	(イ) (ア)のうち1以上の通路（以下「移動等円滑化された通路」）	床面の高低差にはエレベーター又は傾斜路（構造上やむを得ない場合はエスカレーター。エスカレーターの設置が構造上困難な場合はエスカレーター以外の昇降機で車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のもの）を設けること。  (第30条第2項)
	(ウ) (イ)の適用除外	a 隣接しかつ一体的に利用される他の施設のエレベーター又は傾斜路を利用することにより、旅客特定車両停留施設に旅客特定車両が停留できる時間内に、高齢者、障がい者等が、常時公共用通路と旅客特定車両の乗降口との間の移動を円滑に行える場合 b 管理上の理由で昇降機を設置できない場合  (第30条第3項)
	(エ) 通路	a 床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。 b 色の輝度比等により段差を容易に識別できること。 c 段差は、段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。  (第30条第4項)
イ 出入口	移動等円滑化された通路と公共用通路の出入口	a 有効幅90cm以上（構造上やむを得ない場合は80cm以上）とすること。 b 戸 ア(ア)bと同じ。 c 段差 ア(ア)cと同じ。  (第31条)
ウ エレベーター	移動等円滑化された通路に設けるエレベーター	a 籠の内法幅1.4m以上、内法奥行き1.35m以上とすること（籠の出入口が複数あり、車椅子使用者が円滑に乗降できるもの（開閉する籠の出入口を音声で知らせる設備があるものに限る。）を除く。）。 b 出入口の有効幅80cm以上とすること。 c 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に出入口を確認するための鏡を設けること（籠の出入口が複数あり、車椅子使用者が円滑に乗降できるもの（開閉する籠の出入口を音声で知らせる設備があるものに限る。）を除く。）。  (第32条第1項) <b>【立体横断施設に設けるエレベーターの基準の準用】</b> d 出入口の戸にガラス等がはめ込まれているか、籠の内外に画像の表示設備を設置することにより籠外にいる者と籠内にいる者が互いに視覚的に確認できる構造とすること。 e 籠内に手すりを設けること。 f 出入口の戸の開扉時間を延長する機能を設けること。

施設	規定項目	基準
		<p>g 籠内に籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する設備を設けること。</p> <p>h 籠内に籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる設備を設けること。</p> <p>i 籠内及び乗降口には、車椅子使用者が円滑に操作できる位置に操作盤を設けること。</p> <p>j 視覚障がい者が利用する操作盤は、点字等により視覚障がい者が容易に操作できること。</p> <p>k 乗降口に接続する歩道等又は通路の部分の有効幅は1.5m以上とし、有効奥行きは1.5m以上とすること。</p> <p>i 停止する階が3以上のエレベーターの乗降口には、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる設備を設けること（出入口が開いた時に籠の昇降方向を音声で知らせる設備がある場合を除く。）。</p> <p style="text-align: right;">（第32条第2項）</p> <p>m 台数、籠の内法幅及び内法奥行きは、旅客特定車両停留施設の高齢者、障がい者等の利用状況を考慮して定めること。</p> <p style="text-align: right;">（第32条第3項）</p>
エ 傾斜路	移動等円滑化された通路に設ける傾斜路(踊場を含む。)	<p>a 有効幅員1.2m以上(階段に併設する場合は90cm以上)とすること。</p> <p>b 縦断勾配8%以下(傾斜路の高さが16cm以下の場合は12%以下)とすること。</p> <p>c 高さ75cmを超える傾斜路は、高さ75cm以内ごとに踏み幅1.5m以上の踊場を設けること。</p> <p>※a、b及びcについては、構造上やむを得ない場合を除く。</p> <p style="text-align: right;">（第33条第1項）</p> <p>d 床の表面 ア(エ)aと同じ（第33条第2項）</p> <p><b>【立体横断施設に設ける傾斜路の基準の準用】</b></p> <p>e 横断勾配は設けないこと。</p> <p>f 二段式の手すりを両側に設けること。</p> <p>g 手すり端部の付近に傾斜路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。</p> <p>h 色の輝度比等により勾配部分を容易に識別できること。</p> <p>i 両側に立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること(側面が壁面である場合を除く。)</p> <p>j 高さ75cmを超える傾斜路は、高さ75cm以内ごとに踏み幅1.5m以上の踊場を設けること。</p> <p style="text-align: right;">（第33条第3項）</p>

施設	規定項目	基準
オ エスカレーター	移動等円滑化された通路に設けるエスカレーター	<p>a 上り専用と下り専用をそれぞれ設置すること（旅客が同時に双方向に移動することがない場合を除く。）。</p> <p>b エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等に進入の可否を示すこと（上り専用又は下り専用でないものを除く。）。</p> <p>c 踏み段の有効幅 80cm 以上とすること。</p> <p>d 踏み段の面を車椅子使用者が円滑に昇降するために必要な広さにできる構造であり、かつ、車止めが設けられていること。  ※ c 及び d については、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうち 1 のみが適合すれば可。  （第 3 4 条第 1 項）</p> <p><b>【立体横断施設に設けるエスカレーターの基準の準用】</b></p> <p>e 踏み段の表面及びくし板は滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>f 昇降口において 3 枚以上の踏み段が同一平面上にある構造とすること。</p> <p>g 色の輝度比等により踏み段相互の境界及びくし板と踏み段との境界を容易に識別できること。  （第 3 4 条第 2 項）</p> <p>h 行き先及び昇降方向を音声で知らせる設備を設けること。  （第 3 4 条第 3 項）</p>
カ 階段	移動等円滑化された通路に設ける階段	<p><b>【立体横断施設に設ける階段の基準の準用】</b></p> <p>a 二段式の手すりを両側に設けること。</p> <p>b 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。</p> <p>c 回り段としないこと（地形の状況その他の特別の理由でやむを得ない場合を除く。）。</p> <p>d 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。</p> <p>e 色の輝度比等により段を容易に識別できること。</p> <p>f 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p> <p>g 両側に立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること（側面が壁面である場合を除く。）。</p> <p>h 階段の高さが 3m を超える場合は、その途中に踊場を設けること。</p> <p>i 踊場の踏み幅は、直階段の場合は 1.2m 以上、その他の場合は当該階段の幅員の値以上とすること。  （第 3 5 条）</p>

施設	規定項目	基準
キ 乗降場	旅客特定車両停留施設の乗降場	<p>a 床の表面は平たんで、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>b 旅客特定車両の通行方向の縦断勾配は5%以下（地形の状況その他の特別の理由でやむを得ない場合は8%以下）とすること。</p> <p>c 横断勾配は1%以下（誘導車路の構造、気象状況又は地形の状況その他の特別の理由でやむを得ない場合は2%以下）とすること。</p> <p>d 乗降場の縁端のうち、誘導車路その他の旅客特定車両の通行、停留又は駐車のために供する場所に接する部分には、柵、視覚障がい者誘導用ブロックその他の視覚障がい者のこれらの場所への進入を防止するための設備を設けること。</p> <p>e 乗降場に接して停留する旅客特定車両に車椅子使用者が円滑に乗降できること。</p> <p style="text-align: right;">（第36条）</p>
ク 運行情報提供設備	運行情報提供設備	<p>旅客特定車両の運行に関する情報を文字等により表示する設備及び音声により提供する設備を設けること（電気設備がない場合その他技術上の理由でやむを得ない場合を除く。）。</p> <p style="text-align: right;">（第37条）</p>
ケ 便所	(ア) 旅客特定車両停留施設の便所	<p><b>【障がい者用駐車施設を設ける階に設置する便所の基準の準用】</b></p> <p>a 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに便所の構造を視覚障がい者に示すための点字の案内板その他の設備を設けること。</p> <p>b 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>c 男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置き小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を設けること。</p> <p>d cにより設けられる小便器には、手すりを設けること。</p> <p style="text-align: right;">（第38条）</p>



施設	規定項目	基準
	(イ) (ア)のうち1以上の便所	<p>【障がい者用駐車施設を設ける階に設置する1以上の便所の基準の準用】 次の基準のいずれかに適合していること。</p> <p>a 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。</p> <p>b 高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。</p> <p style="text-align: right;">（第38条）</p>
	(ウ) (イ)aの便所	<p>【障がい者用駐車施設に設置する便房がある便所の基準の準用】</p> <p>a 移動等円滑化された通路と便所との間の経路における通路のうち1以上の通路は次に定める構造とすること。</p> <p>(a) 有効幅員は2m以上とすること。</p> <p>(b) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。</p> <p>(c) 路面は、平たんで、かつ、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>b 出入口の有効幅は、80cm以上とすること。</p> <p>c 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと（傾斜路を設ける場合を除く。）。</p> <p>d 出入口には、高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した便房があることを示す案内標識を設けること。</p> <p>e 出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、次に定める構造とすること。</p> <p>(a) 有効幅は、80cm以上とすること。</p> <p>(b) 高齢者、障がい者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>f 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。</p> <p style="text-align: right;">（第38条）</p>
	(エ) (イ)aの便房	<p>【障がい者用駐車施設に設置する便所内の便房の基準の準用】</p> <p>a 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>b 出入口には、当該便房が高齢者、障がい者等の円滑な利用に適していることを表示する案内標識を設けること。</p> <p>c 腰掛便座及び手すりを設けること。</p> <p>d 高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した水洗器具を設けること。</p> <p>【障がい者用駐車施設に設置する便房がある便所の基準の準用の準用】</p>

施設	規定項目	基準
		<p>e 出入口の有効幅は、80cm以上とすること。</p> <p>f 出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、次に定める構造とすること。</p> <p>(a) 有効幅は、80cm以上とすること。</p> <p>(b) 高齢者、障がい者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>g 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。</p> <p style="text-align: right;">(第38条)</p>
	(オ) (イ) b の 便所	<p><b>【障がい者用駐車施設に設置する便房がない便所の基準の準用の準用】</b></p> <p>a 移動等円滑化された通路と便所との間の経路における通路のうち1以上の通路は次に定める構造とすること。</p> <p>(a) 有効幅員は2m以上とすること。</p> <p>(b) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。</p> <p>(c) 路面は、平たんでかつ滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>b 出入口の有効幅は、80cm以上とすること。</p> <p>c 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと（傾斜路を設ける場合を除く。）。</p> <p>d 出入口の戸は、次に定める構造とすること。</p> <p>(a) 有効幅は、80cm以上とすること。</p> <p>(b) 高齢者、障がい者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>e 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。</p> <p>f 出入口には、当該便所が高齢者、障がい者等の円滑な利用に適していることを表示する案内標識を設けること。</p> <p>g 腰掛便座及び手すりを設けること。</p> <p>h 高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した水洗器具を設けること。</p> <p style="text-align: right;">(第38条)</p>
コ 乗車券等販売所、待合所及び案内所	(ア) 乗車券等販売所、待合所及び案内所のうち1以上	<p>a 移動等円滑化された通路と乗車券販売所等との間の通路は、ア(ア)の基準に適合すること。</p> <p>b 出入口のうち1以上は、次の構造とする。</p> <p>(a) 有効幅80cm以上とすること。</p> <p>(b) 戸は、有効幅80cm以上で、高齢者、障がい者等が容易に開閉して通過できること。</p> <p>(c) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと（傾斜路を設ける場合を除く。）。</p> <p>c カウンターのうち1以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること（常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる場合を除く。）。</p> <p style="text-align: right;">(第39条第1項、第2項)</p>

施設	規定項目	基準
	(イ) 乗車券等販売所又は案内所(勤務者を置くものに限る。)	聴覚障がい者が文字により意思疎通を図るための設備を設け、当該設備を保有している旨を当該乗車券等販売所又は案内所に表示すること。(第39条第3項)
券売機	乗車券等販売所に設ける券売機のうち1以上	高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造とすること(乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口がある場合を除く。)(第40条)

(5) 移動等円滑化のために必要なその他の施設等について、次の規定を加える。

(第41条から第44条まで関係)

施設	規定項目	基準
案内標識	案内標識	<p>a 旅客特定車両停留施設のエレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所若しくは休憩設備(cにおいて「移動等円滑化のための主要な設備」という。)又はcの案内板、その他の設備の付近には、これらの設備があることを表示する案内標識を設けること。</p> <p>b aの案内標識は、日本産業規格Z8210に適合すること。</p> <p>c 公共用通路に直接通ずる出入口の付近には、移動等円滑化のための主要な設備((4)ア(ウ)aの他の施設のエレベーターを含む。)の配置を表示した案内板その他の設備を設けること(移動等円滑化のための主要な設備を容易に視認できる場合を除く。)</p> <p>d 公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所に、旅客特定車両停留施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法で視覚障がい者に示すための設備を設けること。</p> <p>(第41条)</p>
視覚障がい者誘導用ブロック	視覚障がい者誘導用ブロック	<p>a 視覚障がい者誘導用ブロックを敷設すべき施設に、新たに自転車歩行者専用道路等及び旅客特定車両停留施設の通路を加える。</p> <p>b 視覚障がい者誘導用ブロックが敷設された旅客特定車両停留施設の通路と(4)ウjの基準に適合する乗降口に設ける操作盤、アdの基準により設けられる設備(音によるものを除く。)、便所の出入口及び(4)コの基準に適合する乗車券等販売所との間の経路を構成する通路には、それぞれ視覚障がい者誘導用ブロックを敷設すること(視覚障がい者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合で、当該2以上の設備</p>

施設	規定項目	基準
		<p>間の誘導が適切に実施されるときは、当該2以上の設備間の経路を構成する通路を除く。)</p> <p>c 旅客特定車両停留施設の階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路には、視覚障がい者誘導用ブロックを敷設すること。</p> <p>(第42条)</p>
ウ 休憩施設	休憩施設	<p>a ベンチ及びその上屋を設けるべき施設に、新たに自転車歩行者専用道路等を加える。</p> <p>b 旅客特定車両停留施設には、高齢者、障がい者等の休憩の用に供する設備を1以上設けること(旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合を除く。)</p> <p>c bの施設に優先席(主として、高齢者、障がい者等の優先的な利用のために設けられる座席)を設ける場合は、その付近に、当該優先席を優先的に利用できる者を表示する案内標識を設けること。</p> <p>(第43条)</p>
エ 照明施設	(7) 連続して設ける照明施設	照明施設を連続して設けるべき施設に、新たに自転車歩行者専用道路等を加える。(第44条第1項)
	(1) 照明施設	照明施設を設けるべき施設に、新たに自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設を加える。(第44条第2項)

(6) その他所要の規定の整備

3 施行期日  
公布の日

1 条例で定める基準

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の一部改正により、条例で定めることとされた基準について、本市における移動等円滑化のために必要な基準を検討した結果、法改正に伴って改正された「移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令（以下「省令」という。）」の参酌すべき基準と同一の内容で定めることとする。

2 省令の参酌基準と条例で定める基準の比較

省令	条例	内 容
第2条の2	第2条の2	災害等の場合の適用除外（旅客特定車両停留施設）
第3条	第3条	歩道（自転車歩行者専用道路等）
第4条	第4条	有効幅員（自転車歩行者専用道路等）
第5条	第5条	舗装（自転車歩行者専用道路等）
第6条	第6条	勾配（自転車歩行者専用道路等）
第12条	第12条	エレベーター（立体横断施設）
第33条	第30条	通路（旅客特定車両停留施設）
第34条	第31条	出入口（旅客特定車両停留施設）
第35条	第32条	エレベーター（旅客特定車両停留施設）
第36条	第33条	傾斜路（旅客特定車両停留施設）
第37条	第34条	エスカレーター（旅客特定車両停留施設）
第38条	第35条	階段（旅客特定車両停留施設）
第39条	第36条	乗降場（旅客特定車両停留施設）
第40条	第37条	運行情報提供設備（旅客特定車両停留施設）
第41条	第38条	便所（旅客特定車両停留施設）
第42条	第39条	乗車券等販売所、待合所及び案内所 （旅客特定車両停留施設）
第43条	第40条	券売機（旅客特定車両停留施設）
第44条	第41条	案内標識（旅客特定車両停留施設）
第45条	第42条	視覚障がい者誘導用ブロック （自転車歩行者専用道路等、旅客特定車両停留施設）
第46条	第43条	休憩施設 （自転車歩行者専用道路等、旅客特定車両停留施設）
第47条	第44条	照明施設 （自転車歩行者専用道路等、旅客特定車両停留施設）